

●香川県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年9月25日から同年10月16日まで一般の縦覧に供する。

平成27年9月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 穴吹塩江線（106号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原上東字 嵯峨野1693番1地先から 高松市塩江町安原上東字 嵯峨野2650番1地先まで	前	5.0~38.2	155	椋川ダム付替県道建設工事に 伴うバイパス建設 余剰地の不用物件化
高松市塩江町安原上東字 嵯峨野1693番1地先から 高松市塩江町安原上東字 嵯峨野2650番4地先まで		6.5~14.5	135	
高松市塩江町安原上東字 嵯峨野1693番1地先から 高松市塩江町安原上東字 嵯峨野2650番1地先まで	後	5.0~38.2	155	

- 4 供用開始の期日 平成27年9月25日